

# 資料編

## 1 策定委員会設置要綱

### ■神戸町地域福祉計画策定委員会・神戸町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的とする神戸町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、神戸町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を審議する。

#### (委員)

**第3条** 委員会は、委員18名以内で組織する。

- 2 委員は、福祉施策に優れた見識を有する者を町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は当該計画策定完了の日までとする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (策定部会)

**第6条** 委員会に、計画策定に関する調査、研究、調整及び検討をするため、策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、民生部健康福祉課及び子ども家庭課、総務部総務課、教育委員会学校教育課の職員並びに町社会福祉協議会の職員をもって充てる。

#### (庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

#### (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年告示第76号）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 策定委員会名簿

### ■神戸町地域福祉（活動）計画策定委員会委員名簿（敬称略）

No.	氏名	所属
1	藤井 えり の	岐阜協立大学経済学部准教授
2	町田 崇 史	神戸町医師会代表
3	小島 隆 之 介	特別養護老人ホームラック施設長
4	西鶴 園 弥 生	特定非営利活動法人とーたす理事長
5	馬 渕 正 司	神戸町区長会会長
6	戸 川 賢 一	神戸町民生委員児童委員協議会会長
7	川 瀬 芳 彦	神戸町社会福祉協議会理事
8	宮 川 義 博	神戸町人権擁護委員代表
9	佐 藤 宮 雄	身体障害者福祉協会神戸分会分会長
10	早 崎 妙 子	神戸町赤十字奉仕団委員長
11	森 田 文 男	神戸町老人クラブ連合会会長
12	奥 野 泉	神戸町ボランティア連絡協議会会長
13	飯 田 静 世	子育て支援ほっと代表
14	石 原 正 啓	神戸町学校連盟PTA会長
15	山 田 直 人	神戸町校長会代表

### 3 計画の策定経過

月 日	会議・内容
令和4年 5月6日	第1回神戸町地域福祉(活動)計画策定部会 ○策定スケジュール ○住民意識調査の内容
令和4年 6月	地域福祉に関する住民意識調査 【調査内容】 ○アンケート調査 町内にお住いの18歳以上の住民から、無作為抽出した1,800人を対象とした郵送調査。 ○関係団体調査 町内で活動実績のある関係団体を対象とした郵送調査。
7月25・26日	地域福祉に関するワークショップ 【実施内容】 小学校区ごとに区長、民生委員・児童委員、福祉推進委員に参加いただき、「地域の課題」、「その対策」について意見交換を行った。
8月25・26日	ヒアリング調査 【調査内容】 地域福祉に関係する業務担当者や、関係団体に対しヒアリングを実施。
10月20日	第1回神戸町地域福祉(活動)計画策定委員会 ○地域福祉に関わるデータの報告 ○住民意識調査結果の報告 ○ワークショップ活動報告 ○現行計画の取組状況について
12月5日	第2回神戸町地域福祉(活動)計画策定部会 ○神戸町地域福祉推進計画素案について
12月16日	第2回神戸町地域福祉(活動)計画策定委員会 ○神戸町地域福祉推進計画素案について
12月27日	第3回神戸町地域福祉(活動)計画策定部会 ○神戸町地域福祉推進計画素案について
令和5年 1月4日 ～1月17日	地域福祉推進計画素案に対するパブリックコメント実施
2月13日	第4回神戸町地域福祉(活動)計画策定部会 ○パブリックコメントの結果について
2月27日	第3回神戸町地域福祉(活動)計画策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○神戸町地域福祉(活動)計画について

## 4 第3期神戸町地域福祉（活動）計画の取組状況

※評価項目 A:成果があった、もしくは問題なく実施した。

B:実施はしたが課題がある。

C:実施できなかった、もしくは実施が困難になる見込みである。

### 基本目標1 支え合いの仕組みづくり

#### 1 地域福祉を支える人づくり

施策	事業	評価	総括
(1) ボランティア活動参加への動機づけ	① ボランティア情報の提供	A	<p>コロナ禍により活動が制限されたことから、当初の計画通りの取組ができたとは言えない状況があります。</p> <p>人材不足に悩む活動が多いことから、住民のボランティア意識の向上のため、一層の取組が求められます。</p>
	② 町民ひとりボランティアの推進	B	
(2) ボランティアセンターの強化	① ボランティアコーディネーターの活動強化	A	
	② ボランティア団体等の連絡調整	B	
	③ 新たなボランティアメニューの開発	B	
	④ ボランティア連絡協議会の活動推進	A	
	⑤ ボランティアセンターの充実	A	
(3) 人材の発掘・育成	① ボランティア養成講座の開催	B	
	② ボランティアリーダーの育成	A	
	③ 高齢者パワーの活用	A	
	④ 地域組織の活用	B	
	⑤ 企業ボランティアの促進	C	
	⑥ 公務員のボランティア活動参加の促進	C	
(4) 委嘱型地域福祉推進者の資質向上	① 民生児童委員等に対する研修と情報提供	A	
	② 委嘱型地域福祉推進者のネットワークづくり	B	

## 2 地域福祉活動の場づくり

施策	事業	評価	総括
(1) 地域福祉活動の拠点づくり	① 地域福祉活動の場づくり	C	コロナ禍により交流活動の実施が難しい状況もあったため、町内のサロン活動は大幅に縮小しています。 再開に向けた取組を進めるとともに、意欲的な住民の取組が持続的するように、地域と連携しながら支援する必要があります。
	② ボランティアの交流・情報交換の場づくり	A	
	③ 拠点づくりの推進	C	
(2) 公共施設の有効利用	① 地区公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営	B	
	② 学校の余裕教室等の活用	C	

## 3 地域福祉を促進する仕組みづくり

施策	事業	評価	総括
(1) 地域福祉を促進するための支援	① 地域住民の合意による施設整備への支援	B	多様な事業を実施するとともに、庁内体制の整備が進みました。 今後、多職種が連携して地域課題に取り組んでいく必要があります。
	② ボランティア団体活動費の助成	A	
	③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充	B	
	④ 共同募金配分金の活用	A	
(2) 町事業への地域の参加	① 子育て支援事業等への地域の参加	B	
	② 地域支援事業等の委託	A	
(3) 各種団体との情報交換と連携	① 当事者団体との情報交換と活動支援	B	
	② ボランティア等との情報交換と連携	A	
	③ 民生児童委員活動との連携	A	
(4) 学校、企業との連携	① 学校ボランティアの普及	A	
	② 学校を拠点とした地域活動の推進	A	
	③ 企業との連携	C	

## 基本目標 2 新しい福祉のまちの創造

### 1 福祉意識の醸成

施策	事業	評価	総括
(1) 広報・啓発活動の充実	① 広報等を通じた啓発活動	A	コロナ禍による制限はあったものの、情報発信やイベントは、工夫をしながら取り組むことができました。 今後も取組を継続する必要があります。
	② 地域組織を通じた啓発活動の強化	A	
	③ 企業の社会貢献	C	
	④ 各種イベントの開催	A	
(2) 福祉教育の充実	① 学校における福祉教育	A	
	② 生涯学習における福祉講座の開設	C	
	③ 出前講座の活用	A	
(3) ノーマライゼーション理念の普及	① やさしさと思いやりの心の実践	A	
	② ノーマライゼーション理念の普及	A	
	③ 障害者差別解消法の浸透	A	

### 2 地域活動を通じた新しいコミュニティの創造

施策	事業	評価	総括
地域活動を通じた新しいコミュニティの創造	① 地域住民の交流会、勉強会等の開催	A	福祉委員会やコミュニティスクールなど、地域を中心とした連携体制の整備が進みましたが、全町域での支え合いの地域づくりの確立にまでは至っていません。 今後さらに体制を充実することが必要です。
	② 地区懇談会の開催	A	
	③ モデル校区の指定	C	
	④ モデル校区福祉活動のPR	A	
	⑤ 地区別福祉活動計画の策定	A	

### 3 地域の見守り体制の整備・推進

施策	事業	評価	総括
地域の見守り体制の整備・推進	① 地域の支え合い意識の向上	A	<p>コロナ禍による制限はあったものの、様々な形で見守り活動が継続されました。</p> <p>今後さらに体制を充実することが必要です。</p>
	② 福祉推進委員の充実	A	
	③ あんしん見守りネットワーク活動	A	
	④ 民間事業者等による見守り活動	A	
	⑤ あいさつ運動の推進	B	
	⑥ 地域の子どもへの声かけ	B	
	⑦ 認知症施策の推進	A	
	⑧ 地域における福祉活動の把握・調整	A	
	⑨ 情報の共有化	C	
	⑩ 地域の環境改善	A	

### 4 地域の子育て支援、介護予防等の推進

施策	事業	評価	総括
(1) 子育て・子育て支援等の充実	① 住民による子育てサロン等の開催	A	<p>多様な事業を推進しており、住民の自主的な活動も開始されました。</p> <p>意欲を持った団体・人材を支援しながら、必要な人に必要な支援が届くよう、地域課題の把握に努める必要があります。</p>
	② 地域ぐるみの子育て支援	A	
	③ 子育て支援センター「おひさま」の充実	A	
(2) 地域包括ケア体制の推進	① 高齢者助け合いサポート事業の推進	A	
	② ライフサポート事業の推進	A	
	③ ふれあいいきいきサロン活動の継続	A	
	④ 日中の居場所を確保するためのふれあいいきいきサロンの開設	B	
	⑤ 給食サービスの充実	A	
	⑥ 要援護者の把握と支援	A	
	⑦ 地域ケア会議の開催	A	
(3) 地域の交流の促進	① 世代間交流の推進	B	
	② 障がいのある人との交流	A	
	③ 外国籍の人との交流	C	
	④ 伝統行事・祭りを通じた交流	B	

## 5 人にやさしいまちづくり

施策	事業	評価	総括
(1) ユニバーサルデザイン のまちづくり	① 公共的施設等のバリアフリー化の推進	B	まちの環境の維持や、避難行動要支援者リストの更新など、暮らしやすいまちに関する取組を継続しています。 今後も取組の継続が求められます。
	② 道路の整備	B	
	③ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進	B	
(2) 安心して暮らせる 住居の整備促進	① 高齢者や障がいのある人などに配慮した住宅の整備促進	A	
	② グループホームの整備促進	A	
(3) 防犯・防災対策	① 通学安全パトロールの推進	A	
	② 地域住民による見守り活動の推進	A	
	③ 避難行動要支援者の把握	A	
	④ 避難行動要支援者支援マップの作成	C	
	⑤ 災害救援体制の整備	C	
	⑥ 福祉避難所等の整備	A	
	⑦ 避難行動要支援者への情報提供等	B	
	⑧ 災害ボランティアの養成	A	
(4) 就労・能力活用への 支援	① 高齢者への就労支援	A	
	② 公共施設の清掃等の委託	A	
	③ 障がい者への就労支援	A	

### 基本目標 3 適切なサービスの利用

#### 1 福祉サービスの適切な利用の推進

施策	事業	評価	総括
(1) 福祉サービスの利用に関する情報提供	① 住民への情報提供の充実	A	相談機能の整備が進み、地域の福祉課題をとらえやすくなりました。 今後は、把握した課題に対応する体制整備に一層取り組む必要があります。
	② 関係機関・団体への情報提供	A	
	③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応	A	
(2) 総合相談体制の充実	① 相談機関の充実	A	
	② 相談事業の充実	A	
	③ 結婚相談の充実	A	
	④ ケースマネジメントシステムの充実	A	
	⑤ 障がい者の相談支援体制の確立	A	
(3) 権利の擁護	① 成年後見制度の利用支援	A	
	② 日常生活自立支援事業の周知	A	
	③ 虐待の防止	A	

#### 2 社会福祉事業の健全な発達

施策	事業	評価	総括
(1) サービス提供事業者の健全な発達	① 事業者の参入を促進する情報提供の充実	B	新たな事業所の設立など、支援体制の整備が進みました。 今後も多様な主体の参入を、健全に促進していく必要があります。
	② 公募による事業者の採用	A	
	③ 指定管理者制度の導入	A	
	④ NPO法人の参入促進	A	
	⑤ 住民参加型サービスの育成	A	
(2) サービスの質の確保	① 事業者の指導・監督	A	
	② 苦情の解決	A	
	③ 専門的な人材の育成	B	

### 3 社会福祉協議会の強化と社会資源との連携

施 策	事 業	評 価	総 括
社会福祉協議会の強化と社会資源との連携	① 町と社会福祉協議会との連携強化	A	<p>社協事業が継続的に推進されています。</p> <p>一方で、地域の福祉関係者の連携不足が指摘されており、人材育成や関係機関との連携に努める必要があります。</p>
	② 社会福祉協議会事務局体制の強化	B	
	③ 民生児童委員活動の活性化	A	
	④ 福祉推進委員との連携	B	
	⑤ 学校との連携	A	
	⑥ 保健・医療機関との連携	B	
	⑦ 企業との連携	C	
	⑧ サービス事業者との連携	B	
	⑨ 共同募金運動の活性化	A	

## 5 用語解説

用語	解説
数字・アルファベット	
<b>8050問題</b>	親が80代、その子どもが50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まっている状態。その背景としては、家族の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立がある。状況が悪化すると親子共倒れになる場合がある。
<b>NPO</b>	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。
<b>PDCAサイクル</b>	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取組を実行するための仕組み。
<b>SDGs</b>	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
あ 行	
<b>アウトリーチ</b>	支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、公的支援機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けること。
<b>安八郡広域連合</b>	安八郡内3町の介護保険事業を推進する特別地方公共団体。
<b>一般世帯</b>	次の世帯の総称。 1. 住居と生計をともにしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。 2. 上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者。 3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮に居住している単身者。
<b>インフォーマル</b>	公的機関や制度に基づかない、ボランティア、NPO、企業、自治会、老人クラブ等。
<b>オレンジさんぽ声かけ訓練</b>	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、町民の皆さんが認知症を理解し、日ごろから見守りや声かけの意識を高めることを目的として、認知症の方役職の職員や認知症サポーターに道などで実際に声をかけて対応を学ぶ訓練。
か 行	
<b>介護予防</b>	高齢者が要介護状態等となることの予防及び要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
<b>学習支援</b>	経済的困窮世帯を含む子どもを対象に、学力向上に向けた支援を行う事業。
<b>基幹相談支援センター</b>	障がいの区分を問わず、障がいのある方やその家族のための総合相談窓口として設置される機関。社会に溶け込み自立した生活を送れるよう、必要な援助と情報提供を行う。相談支援事業所や地域包括支援センター、さらには社協や学校、病院などと連携しながら、地域に住む障がい者の生活などのサポートを行う。

用語	解説
<b>虐待</b>	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
<b>ケアマネジャー</b>	要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う(ケアマネジメント)専門職。
<b>ケースマネジメント</b>	要介護者の個別支援という意味ではケアマネジメントと同義であるが、ケアマネジメントは主として介護を要する人に用いられ、ケースマネジメントはより広く、例えば母子家庭への支援なども含まれる。
<b>ゲートキーパー</b>	自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。
<b>権利擁護</b>	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
<b>更生保護</b>	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
<b>高齢者単身世帯</b>	65歳以上の高齢者がひとり暮らししている世帯。
<b>高齢者夫婦のみ世帯</b>	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。
<b>子育てサロン</b>	幼稚園や保育園に就園する前の子どもとその保護者を対象として、児童館、公民館等を利用し、ボランティアが中心となって、子育て中の親子の仲間作り、保護者のリフレッシュの場を提供する活動。
<b>子育て支援センター</b>	子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサロンの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う機関。
<b>子育て世帯</b>	18歳未満の子どもがいる世帯。
<b>子育て世代包括支援センター</b>	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関。
<b>子ども食堂</b>	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。
<b>コミュニティ</b>	居住地域を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。
<b>さ 行</b>	
<b>参加支援</b>	社会的孤立などの課題を抱える方が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できる支援をすること。
<b>支援会議</b>	社会福祉法第106条の6に規定された会議。市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能。

用語	解説
<b>自主防災組織</b>	災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織。
<b>社会資源</b>	福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。
<b>社会的孤立</b>	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態。
<b>社会福祉協議会</b>	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加する団体。市町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。
<b>社会福祉事業</b>	社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。第1種社会福祉事業としては、入所施設を営業者等があり、その営業者は、国、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されている。第2種社会福祉事業としては、通所サービス、訪問系サービス等が列挙されており、その営業者には、国、地方公共団体、社会福祉法人等のほかに、株式会社、NPO法人などが含まれる事業がある。
<b>社会福祉大会</b>	地域福祉の推進を図ることを目的として、町社会福祉協議会が福祉関係者及び一般町民を対象として毎年1回開催しているイベント。福祉功労者への表彰状・感謝状の贈呈、講演会等を内容としている。
<b>重層的支援会議</b>	多機関協働事業において実施し、関係機関の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。
<b>重層的支援体制整備事業</b>	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
<b>障害者差別解消法</b>	障害者基本法の基本理念に沿って、障がいや理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。
<b>障害者相談支援事業</b>	障害者自立支援法に定める相談支援事業は、①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のための必要な援助、⑥専門機関の紹介等である。
<b>自立支援</b>	福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。
<b>シルバー人材センター</b>	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のこと。
<b>人権擁護委員</b>	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティア。
<b>身上保護</b>	福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなど被後見人等が安心して生活できるように環境を整えること。

用語	解説
人生会議	もしものときのための医療やケアについて、家族等と前もって考えることで、共有する取組のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービスの充実や社会参加に向けて、サービスの担い手の養成、発掘や元気な高齢者が担い手として活躍する場の確保などをコーディネートする人のこと。
生活支援体制	医療や介護サービスだけでは解決しづらい高齢者の暮らしの困りごとや社会参加を支援する体制。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障がいの程度や事情を確認して本人を支援する方(成年後見人等)を選任する。
セルフネグレクト	生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。ごみ屋敷や孤独死の原因ともいわれる。
た 行	
ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ターミナルケア	病気等で余命わずかな人に対し、治療による延命よりも、残り時間を平穏に自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられることを優先するケア。
団塊の世代	第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期(昭和22年～24年)生まれの世代。人口規模の大きさから日本社会への影響力の強さが指摘される。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活への移行	障がい者支援施設に入所している方、又は精神科病院に入院している方など、長期の入所・入院が常態化している方が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活へ移行すること。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の实情にそって「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく機関。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、地域の相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。
チームオレンジ	認知症の初期段階からの心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と支援者をつなぐ仕組み。
中核機関(権利擁護)	権利擁護支援を必要とする地域住民を迅速に適切な支援につなげるために、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

な 行	
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
認知症	脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指したなどのできる場所。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
ノーマライゼーション	障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。
は 行	
パブリックコメント	行政機関などが意思決定する際に、広く素案を公表し、寄せられた意見や情報などを最終的に反映させる制度。
バリアフリー	住宅建築用語として、高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
フードバンク	安全に食べられるのに消費できない食品や流通に出すことができない食品を、家庭や企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フォーマル	公的機関や専門職による、制度に基づくサービスや支援のこと。
福祉推進委員	社会福祉協議会が地区からの推薦を受けて委嘱する委員で、援助を必要とする方々に対して、よき相談相手となるとともに、地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する担い手。
福祉避難所	災害発生時、高齢者、障がい者、妊産婦など一般の避難所で生活することが難しく、特別な配慮を必要とする方が利用する避難所。
ふれあいいきいきサロン	地域で自主的に運営される、高齢者等が気軽に集まることのできる交流の場・仲間づくりの場。
防災リーダー	災害に対する正しい知識や技能を持ち、地域の防災訓練や防災に関する研修で活躍し、災害時には地域の自助・共助活動を担う人。
保護司	保護司法に基づき、犯罪や非行をした人を地域で支える民間のボランティア。
ボランティアセンター	ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。
ボランティア連絡協議会	ボランティア・ボランティア団体のつながりづくりを目的として、交流・意見交換等の場として運営される組織。

ま 行	
<b>民生委員・児童委員</b>	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
<b>ヤングケアラー</b>	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
<b>ユニバーサルデザイン</b>	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
<b>要援護者</b>	援助を必要とする人。生活保護受給者、母子家庭等で生活に困っている人、要支援・要介護認定者、重度の障がいのため日常生活に困っている人などがある。
<b>要介護認定者</b>	介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。
ら 行	
<b>老人クラブ</b>	高齢者が自主的に集まって活動する組織。健康・友愛・奉仕をモットーに社会奉仕事業、健康増進等の事業を行っている。また、老人福祉大会や軽スポーツ大会等の各種大会を行っている。